

盛岡市立あべたて保育園食器洗浄機賃貸借（長期継続契約）に係る質問について

標記について、下記のとおり回答いたします。

記

| 番号 | 質問事項 | 回 答 |
|----|--|---|
| 1 | 契約書（案）の開示は可能か。また、賃貸借契約約定第1条の物件名が自動体外除細動器となっているが、物件名が相違しているだけで契約条項は合致しているという認識でよろしいか。 | 契約書（案）の開示は可能です。また、賃貸借契約約定（長期継続契約）について、契約条項は合致しております。物件名が誤ったものを掲載しておりましたので、修正したものを掲載いたします。 |
| 2 | 感染症や天災を起因とする納期遅延、半導体不足等社会情勢による遅延等の不測の事態が発生し、納期遅延となった場合、受注者の指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求はなく、契約期間変更等の協議に応じてもらえるか。 | 賃貸借契約約定（長期継続契約）第5条により対応することとなります。 |
| 3 | 保守対応は、納入業者の責任で対応するという認識でよろしいか。 | 発注者の承諾を得た場合、保守業務を納入業者が実施することは可能です。ただし、保守に係る責任は受注者が負います。（一部下請負の形をとることとなります。） |
| 4 | 既存物件の使用期間について、開示は可能か。 | 平成18年4月1日から使用しています。 |
| 5 | 満了後の撤去費用は市の負担でよろしいか。 | 賃貸借期間終了後は、発注者に無償譲渡することとします。無償譲渡後に撤去する場合は、市の負担で実施します。 |
| 6 | 過去に同様の賃貸借契約実施後、予算削減等で契約解除に至った事案はございますか。 | 不明となっております。 |
| 7 | 契約解除となった場合、解約時点の残金は清算いただける認識でよろしいでしょうか。 | 賃貸借契約約定（長期継続契約）第14条第2項に従います。 |
| 8 | 入札保証金及び契約保証金は免除という認識でよろしいでしょうか。 | 認識のとおりで問題ありません。 |
| 9 | 契約期間中に施設の統廃合や建物を取り壊すことになった場合、当該物件の対応や残金の精算、また物件移設費用の負担は盛岡市様でよろしいでしょうか。 | 賃貸借契約約定（長期継続契約）第16条に従い、発注者と受注者で協議し、受注者が実施するものとします。物件移設費用についても協議のうえ決定させてい |

| | | |
|----|--|---|
| | | ただきます。 |
| 10 | 本件は、契約満了後無償譲渡条件のため、リース会社による固定資産税の納付は不要という認識でよろしいでしょうか。 | 認識のとおりで問題ありません。 |
| 11 | 物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は受注者になりますか。 | 受注者になります。 |
| 12 | <p>動産総合保険の保険金額が物件納入価額を基に経過期間に応じて逦減するという条件でよろしいでしょうか？</p> <p>また、重過失や地震、噴火、津波などの自然災害については対象外であり、修理費用等は発注者負担になる旨、了承いただけますか？</p> | 賃貸借契約約定（長期継続契約）第9条第3項に基づき、契約期間における故障修理等に係る経費については、発注者の使用に問題があった場合を除き、交換部品等を含めて全額受注者に負担していただきます。 |
| 13 | 契約不適合責任が貸主にありますか？ | 受注者にあります。 |
| 14 | <p>設置場所に関して建替え予定はございますか？</p> <p>また、新耐震基準または耐震工事実施済でしょうか？</p> | 現時点では建替え予定はありません。また、新耐震基準を満たしております。 |
| 15 | 保守履行責任が貸主になりますでしょうか？ | 受注者になります。 |

以上